

日帝強占下国外強制動員犠牲者等の支援に関する法律（案）

議案 番号	5021
----------	------

提出年月日： 2006. 9. 25.

提出者： 政府

提案理由

日帝の強制動員と関連した反人道的不法行為に対する日本の法的責任を十分に糾明していない状態で、「大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題解決と経済協力に関する協定」が締結(1965. 6. 22. 締結、1965. 12. 18. 発効)されて以後、1975年に実施された政府補償で日帝強占下国外強制動員犠牲者とその遺族等に対する国家の支援が充分でなかったことを勘案し、国家が人道的次元で彼らの長い苦痛を慰労し、国民和合を図る次元で慰労金等を支援しようとするものである。

主要内容

カ. 慰労金等の支給対象(案 第2条)

この法による支援対象を、日帝の国家総動員法制定以後、軍人・軍務員・労務者等として国外に強制動員され、強制動員期間中に死亡あるいは行方不明になったり、負傷で障害を被った人と労務提供等の対価として日本国及び日本の企業から支給を受けられなかった給料、各種手当、弔慰金、扶助料等の支給を受けられなかった人等と定める。

ナ. 遺族の範囲(案 第3条)

遺族の範囲を国外強制動員犠牲者あるいは未収金被害者の配偶者・子女・父母及び兄弟姉妹と定める。

タ. 慰労金の支給金額(案 第4条)

強制動員期間中死亡したり行方不明になった場合の遺族に対しては、国外強制動員犠牲者一人当たり 2 千万ウォンの慰労金等を支援し、負傷で障害を被った犠牲者あるいはその遺族に対しては、障害の程度に応じ、一人当たり 2 千万ウォン以下の範囲内で慰労金を支給する。

ラ. 未収金支援金の支給金額(案 第 5 条)

未収金被害者あるいはその遺族に対しては、未収金被害者が日本国あるいは日本の企業から支給を受けられなかった当時の貨幣金額に、この間の物価上昇率を勘案して換算した金額で、未収金の支援金を支給する。

マ. 医療支援金の支給対象(案 第 6 条)

国外強制動員犠牲者あるいは国外強制動員生存者中、生存者に対しては、医療支援金を支給する。

パ. 日帝強占下国外強制動員犠牲者支援委員会の設置(案 第 8 条)

国外強制動員犠牲者、国外強制動員生存者、未収金被害者及び遺族の決定と慰労金等の支給等に関する事項を審議・決定するために、国務総理傘下に日帝強占下国外強制動員犠牲者支援委員会を置く。

サ. 医療支援金等の支給申請(案 第 14 条)

この方に基づく慰労金等の支給を受けようとする人は、この法の施行日から 2 年以内に、委員会に申請するようにする。

日帝強占下国外強制動員犠牲者等の支援に関する法律案

第1条（目的） この法は、1965年に締結された「大韓民国と日本国の間の財産及び請求権に関する問題解決と経済協力に関する協定」と関連し、国家が日帝強占下国外強制動員犠牲者とその遺族等に人道的次元から慰労金等を支援することによって、彼らの苦痛を治癒し、国民和合に寄与することを目的とする。

第2条（定義） この法で使用する用語の定義は次のようなものである。

1. 「強制動員犠牲者」というのは、次の各目のうちのどちらか一つに該当する人をいう。
 - カ. 1938年4月1日から1945年8月15日の間に、日帝によって軍人、軍務員あるいは労務者等として国外に強制動員され、その期間中あるいは国内に帰ってくる過程で死亡したり行方不明になった人あるいは大統領令が定める負傷で障害を被った人で、第8条第1号の規定により、強制動員犠牲者と決定された人
 - ナ. 「日帝強占下強制動員被害真相糾明等に関する特別法」第3条第2項第4号に基づき、日帝の強制動員被害犠牲者と決定された人で、1938年4月1日から1945年8月15日の間に、日帝により軍人・軍務員あるいは労務者等として国外に強制動員され、その期間中あるいは国内に帰ってくる過程で死亡したり行方不明になった人
2. 「強制動員犠牲者」というのは、1938年4月1日から1945年8月15日の間に、日帝により軍人、軍務員あるいは労務者等として国外に強制動員され、国内に帰ってきた人の内、その期間中あるいは国内に帰ってくる過程で死亡したり行方不明になった人で、第8条第2号に基づき日帝強占下国外強制動員生存者と決定された人をいう。
3. 「未収金被害者」というのは、1938年4月1日から1945年8月15日の間に、日帝により軍人・軍人・軍務員あるいは労務者等として国外に強制動員され、労務提供等をした対価として日本国及び日本の企業から支給を受けえた給料、各種手当、弔慰金、扶助料

等(以下「未収金」という)の支給を受けられなかった人で、第8条第2項第1号の規定に基づき、未収金被害者と決定された人をいう。

第3条（遺族の範囲等） ① この法で「遺族」というのは、強制動員犠牲者あるいは未収金被害者と親族である人の内、次の各号に該当する人であり、第8条第2項第1号に基づき、遺族と決定された人をいう。

1. 配偶者及び子女
2. 父母
3. 兄弟姉妹

② 第4条に基づく慰労金及び第5条に基づく未収金の支援金を支給される遺族の順位は、第1項の各号に規定された順位とする。

③ 第1項の各号の順位に基づく遺族は、第4条に基づく慰労金及び第5条に基づく未収金の支援金を支給される権利を持つ。ただし、同じ順位者が2人以上の場合には、同一の持分で慰労金及び未収金の支援金を支給される権利を共有する。

第4条（慰労金） 国家は、強制動員犠牲者あるいはその遺族に、次の各号の区分に基づき慰労金を支給する。

1. 国外に強制動員され、死亡したり行方不明になった場合には、強制動員犠牲者一人当たり2千万ウォン(「対日民間請求権補償に関する法律」第4条第2号に基づき、金銭を支給された場合には、犠牲者一人当たり234万ウォンを差し引いて支給する)
2. 国外に強制動員され、負傷で障害を被った場合には、強制動員犠牲者一人当たり1千万ウォン以上2千万ウォン以下の範囲内で障害程度を勘案して、大統領令が定める金額

第5条（未収金の支援金） ① 国家は、未収金被害者あるいはその遺族に、未収金被害者が日本国あるいは日本の企業から支給されえた未収金を、当時の日本国の通過1円に対し、大韓民国の通貨1千250ウォンに換算して支給する。

② 第1項の場合に、未収金の金額が日本国の通貨100円以下の場合には、未収金の金額を日本国の通貨100円と見なす。

第6条（医療支援金） ① 国家は強制動犠牲者の内の生存者あるいは強制動員生還者の内の生存者が、老齢・疾病あるいは障害等で治療が必要であったり補助装具の使用が必要な場合には、治療あるいは補助装具の購入に所要される費用の一部を支援する。

② 第1項に基づく支援金の支給額、支給方法、その他支給に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第7条（支援金支給の除外） 次の各号のどれか一つに該当する場合には、第4条に基づく慰労金、第5条に基づく未収金の支援金及び第6条に基づく医療支援金(以下、「慰労金等」という)を支給しない。

1. 強制動員犠牲者及び強制動員生還者あるいは未収金被害者が、「日帝強占下反民族行為真相糾明に関する特別法」第2条に基づく親日反民族行為をした場合
2. 「日帝下日本軍慰安婦被害者に対する生活安定支援及び記念事業等に関する法律」等に基づき、強制動員期間中に被った被害に対し、既に一定の支援を受けたり現在受けている者あるいはその遺族
3. 1947年8月15日から1965年6月22日まで継続して日本に居住した人
4. 大韓民国の国籍を持っていない人

第8条（日帝強占下国外強制動員犠牲者等支援委員会） 次の各号の事項を審議・議決するために国務総理所属下に、「日帝強占下国外強制動員犠牲者等支援委員会」（以下、「委員会」という)を置く。

1. 日帝強占下国外強制動員犠牲者及びその遺族あるいは未収金被害者及びその遺族に該当するかの当否に関する事項
2. 日帝強占下国外強制動員生存者及びその遺族に該当するかの当否に関する事項
3. 日帝強占下国外強制動員犠牲者の負傷による障害の判定に関する事項
4. 慰労金等の支給に関する事項
5. その他に大統領令が定める事項

第9条（委員会の構成及び運営） ① 委員会は委員長2人を含む11人以内の委員で構成し、委員は関係公務員及び学識と経験が豊富な者の中から国務総理が任命あるいは委嘱

する。

- ② 委員長は、関係の公務員である委員と委嘱委員の中から、国务総理がそれぞれ 1 名を共同委員長に任命あるいは委嘱する。
- ③ 公務員ではない委員の任期は 2 年とし、1 回に限り延任できる。
- ④ 委員会の事務を処理するために、委員会に事務局を置く。
- ⑤ 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 10 条（分科委員会） ① 委員会の業務を効率的に遂行するために、委員会に分科委員会を置くことができる。

② 分科委員会の組織及び運営等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 11 条（委員の欠格事由等） ① 次の各号の一つに該当する者は、委員になることができない。

- 1. 大韓民国の国民ではない者
- 2. 「国家公務員法」第 33 条第 1 項の各号のどれか一つに該当する者
- 3. 「公職選挙法」に基づいて実施される選挙に候補者(予備候補者も含む)として登録している者

② 委員が第 1 項の各号のどれか一つに該当するようになった時には、当然退職する。

③ 委嘱委員が次の各号のどれか一つに該当するようになった時には、解嘱することができる。

- 1. 心身障害により職務遂行が不可能だったり顕著に困難だと認められる時
- 2. 委員が慰労金等の支給申請人と親族であるか親族であった場合
- 3. 委員会が慰労金等の支給申請に関して当事者の代理人として関与しているか関与していた場合

第 12 条（委員の除斥・忌避・回避） ① 委員は次の各号のどれか一つに該当する場合には、該当の審議・決定から除斥される。

- 1. 委員あるいはその配偶者であるか配偶者であった者が、慰労金等の支給申請をした場合

2. 委員が慰労金等の支給申請人と親族であるか親族であった場合
3. 委員が慰労金等の支給申請に関して当事者の代理人として関与しているか関与していた場合

- ② 慰労金等の支給申請人は、委員に審議・決定の公正性を期待しがたい事情がある場合、委員会に委員の忌避を申請することができる。
- ③ 委員本人は、第1項の各号のどれか一つあるいは第2項の事由に該当する場合には、自ら審議・決定を回避することができる。

第13条（委員等の秘密漏洩の禁止） 委員会の公務員でない委員あるいは委員であった人や委員会の公務員でない職員あるいは職員であった人は、業務遂行過程で知った秘密を漏洩したり、委員会の業務遂行外の目的に利用してはならない。

第14条（支援金等の支給申請） ① この法に基づく支援金の支給を受けようとする人は、大統領令が定める証憑資料を貼付し、書面で委員会に慰労金等の支給を申請しなければならない。

② 第1項の規定に基づく支援金等の支給申請は、この法の施行日から2年以内にしなければならない。ただし、申請期間内に申請できない特別な事情がある場合には、大統領令が定めるところにより申請期間を延長することができる。

③ 委員会は、第1項の規定に基づき提出された申請書及びその他の関連証憑資料に不備な事項があると判断される時には、その申請人に補完しなければならない事項及び期間を明示し、これを補完することを要求できる。

④ 慰労金等の支給申請に関する必要な事項は、大統領令で定める。

第15条（審議と決定） ① 委員会は、支援金等の支給申請を受けた日から6か月以内に、その支援の可否と金額を審議・決定しなければならない。ただし、その期間内に決定でない正当な理由がある場合には、委員会の決定で1回に限り90日の範囲内で審議・決定期間を延長することができる。

② 第14条第3項に基づき申請人が申請書類を補完した場合には、補完された書類の受付日から1年以内に審議・決定しなければならない。

③ 審議・決定に関してその他必要な事項は、大統領令で定める。

第 16 条（決定書の送達） ① 委員会が慰労金等を支給するか支給しないかを決定した時には、30 日以内にその決定書の正本を申請人に送達しなければならない。

② 第 1 項の送達に関しては、「民事訴訟法」の送達に関する規定を準用する。

第 17 条（再審議等） ① 第 15 条の規定に基づき、委員会が決定した事項に対して異議がある人は、決定書を送達された日から 30 日以内に、委員会に再審議を申請しなければならない。

② 第 1 項の規定に基づく委員会の再審議は、90 日以内にしなければならない。ただし、その期間内に決定できない正当な理由がある場合には、委員会の決定で、1 回に限り 90 日の範囲内で再審議の決定期間を延長することができる。

③ 再審議及び再審議決定書の送達に関しては、第 15 条及び第 16 条の規定をそれぞれ準用する。

第 18 条（申請人の同意と慰労金等の支給） ① 決定書の正本を送達された申請人が、支援金等の支給を受けようとする時は、その決定に対する同意書を貼付して委員会に支援金等の支給を請求しなければならない。

② 慰労金等の支給に関する手続等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 19 条（支援金等を支給される権利の保護） この法に基づく支援金の支給を受ける権利は、譲渡あるいは担保で提供したり押収することはできない。

第 20 条（租税の免除） この法に基づく支援金等に対しては、国税及び地方税を賦課しない。

第 21 条（消滅時効等） ① この法に基づく慰労金及び未収金支援金の支給を受ける権利は、決定書の正本が申請人に送達された日から 1 年間行使しなければ、時効により消滅する。

② 第 6 条に基づく医療支援金の支給を受ける権利は、第 14 条 1 項に基づく支給申請をし

た日から発生する。

第 22 条（還収等） ① 国家は、この法に基づき慰労金等を支給された人が、次の各号のどれか一つに該当する場合には、彼が受けた金額の全部あるいは一部を還収することができる。

1. 虚偽等の不正な方法で支援金の支給を受けた場合
2. 錯誤等の事由で、誤って支給された場合

② 国家が第 1 項の規定に基づき還収する場合には、「国税徴収法」の規定を準用する。

第 23 条（事実調査等） 委員会は、慰労金等の支給審査のために、申請人、証人あるいは参考人等から証言あるいは陳述を聴取したり、必要だと認められる時には、検証あるいは調査をすることができ、行政機関等その他の関係機関の長は、特別な理由のない限り、遅滞なくこれに応じなければならない。

第 24 条（公務員等の派遣等） ① 委員長は委員会の業務遂行のために特に必要と認める場合には、国家機関あるいは地方自治団体に対し、所属公務員の派遣勤務及びこれに必要な支援を要請することができる。この場合、派遣要請等を受けた国家機関あるいは地方自治体の長は、業務遂行に重大な支障がない限り、これに応じなければならない。

② 第 1 項の規定に基づき公務員を派遣した国家機関あるいは地方自治団体の長は、委員会に派遣された人に対し、人事上不利な措置をしてはならない。

第 25 条（権限の委任・委託） ① 委員会は、業務を処理するにおいて必要だと認められる時には、大統領令が定めるところに基づき、その業務の一部を、特別市長、広域市長、道知事、特別自治道知事や市長・郡守・区庁長（自治区の区庁長をいう）に委任することができる。

② 委員会は、大統領令が定めるところに基づき、慰労金等の支給に関する事務を金融機関等に委託することができる。

第 26 条（罰則適用における公務員の擬制） 公務員でない委員会の委員あるいは職員は、

「刑法」第 129 条ないし第 132 条の適用において、これを公務員と見なす。

第 27 条（罰則） ① 虚偽等の不正な方法で慰労金等の支給を受けたり受けさせた者は、5 年以下の懲役あるいは 500 万ウォン以下の罰金に処する。

② 第 1 項の未遂犯は、処罰する。

③ 第 13 条の規定に違反した行為をした者は、2 年以下の懲役あるいは 300 万ウォン以下の罰金に処する。

附 則

この法は、公布後 6 カ月が経過した日から施行する。ただし、委員会の委員及び所属職員の任命、この法の施行に関する委員会規則の制定、委員会の設立準備は、施行日以前に行うことができる。

制定所要推計書 (暫定)

1. 法令案名及び関連序文

- 法令案名 : 日帝強占下国外強制動員犠牲者等の支援に関する法律案
- 関連条文 : 案 第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 8 条

2. 制定所要要因

- 慰労金・医療支援金・未収金支援金の支給に関する事項を審議・決定するための日帝強占下国外強制動員犠牲者支援委員会の設立及び運営の費用
- 慰労金・医療支援金・未収金支援金の支給に所要される予算

3. 制定所要推計内訳

□ 推計の前提

- 支援委員会の運営費
 - 総定員 55 名
 - ・ 委員長(非常任) 2、高位公務員団 2, 4 級、3, 5 級 12、6 級 16、7 級 16、技能職 9 級 4
 - 組織 : 委員長室、事務局長質、4 個の課、非常任委員会 2 (全体委員会(11 名)、障害等級判定委員会(10 名))
- 日帝強占下国外動員犠牲者等の支援事業費
 - 国会に提出した法案を基準に予算を算出
 - 慰労金等の支給対象の推定人員は、真相糾明委員会の国外強制動員被害第 1 次申告分(178 千件)の内、実際に被害内容が立証可能な件数をサンプル調査し、年度別所要を推定したが、さらに増加しうる。

□ 推計結果

○ 支援委員会運営費：169 億ウォン

(単位：億ウォン)

区 分	‘07	‘08	‘09	‘10	‘11	‘12	合計
支援委員会の設立及び運営	29	44	44	44	-	-	169

※ ‘07 年の運営費は人件費未反映(派遣者の元所属から支援の予定)

※ ‘11～12 運営費未反映(必要時、関連部署から執行)

○ 日帝強占下国外強制動員犠牲者等支援の事業費：4,417 億ウォン

- 慰労金：4,267 億ウォン

区 分	合計(%)	死亡者・負傷者	生存者
推定人員(名)	58,417 (100)	18,327 (31)	40,090 (69)
支援惠澤		2,000 万ウォン (75 年当時、補償額 30 万 ウォンの現在価値である 234 万ウォン上掲(8,552 名))	医療費年 50 万ウォン (支給期間：4 年)
支援金額(億ウォン)	4,267 (100)	3,465 (81)	802 (19)

- 未収金の支援金：150 億ウォン

- ・ 日帝強制動員被害者の強制動員期間中に発生した未払い賃金等の未収金に対する立証資料がある人に、1 円当たり 1,250 ウォンに換算して支給
- ・ 供託金総額 1 億円※南韓出身比率 60%※強制動員名簿による確認比率 20%
※1,250 ウォン=150 億ウォン

□ 財源調達方案

○ 委員会の設立及び運営及び主要授業費は、中央政府の一般会計から 100%負担

□ 制定所要推計表

区 分	2007	2008	2009	2010	2011	2012	合計
歳 入	—	—	—	—	—	—	—
歳 出	1,535	984	1,079	962	9	9	4,578
支援委員会の設立及び運営	29	44	44	44	—	—	161
慰労金・医療							
支援金・未収金	1,506	940	1,035	918	9	9	4,578
支援金支給所要							
歳出の財源措置	1,535	984	1,079	962	9	9	4,578
□ 中央政府	1,535	984	1,079	962	9	9	4,578
○ 一般会計	1,535	984	1,079	962	9	9	4,578

※ ‘07年予算は、事業費1,506億ウォンのみ反映(委員会設立及び運営費は法通過後検討予定)

4. その他の事項

□ 事業目的

- 1965年に締結された『大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題解決と経済協力に関する強制』と関連し、国家が日帝強占下国外強制動員犠牲者とその遺族等に人道的次元から慰労金等を支援することによって、彼らの苦痛を治癒し、国民和合に寄与することを目的とする。

5. 作成者

- 行政自治部 地方行政本部長 クォン・ヒョギン

< 議案所管部署名 >

行政自治部 地方行政本部 住民制度チーム	
連絡所	02)2100-3992

[翻訳：福留範昭 2006. 9. 30]